

熱海市一般廃棄物処理基本計画及び
災害廃棄物処理計画改定業務委託

仕 様 書

令和7年4月

熱海市市民生活部環境課

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の処理を推進するとともに、循環型社会の形成及び環境の保全に資するために、周辺自治体の状況や上位計画、関連計画との整合を図り、「熱海市一般廃棄物処理基本計画」を改定することを目的とする。

策定にあたっては、SDGsを始め容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環促進法、食品ロス削減推進法の視点や、国及び地方自治体のごみ処理行政の最新動向、委託者の策定した環境基本計画や脱炭素ロードマップ等を踏まえるものとする。

また、今後発生が予想される大規模災害に備え、「熱海市地域防災計画」、環境省「災害廃棄物対策指針」、静岡県「静岡県災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に発生する災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するため、「熱海市災害廃棄物処理計画」を改定する。

2. 委託名

熱海市一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画改定業務委託

3. 委託期限

令和8年3月31日まで

4. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令等を遵守しなければならない。

5. 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料は原則として受託者が収集するものであるが、委託者が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は貸与することができる。

貸与を受けた資料については、そのリストを作成し委託者に提出し、事務完了後速やかに返納すること。

6. 機密の保持

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について、第三者に漏らしてはならない。

またコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

7. 配置技術者の要件

担当技術者は3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する以下の担当者を配置すること。

1)管理技術者は技術士(衛生工学部門一廃棄物処理、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物・資源循環)を有すること。

2)管理技術者は平成 27 年度以降に完了し引き渡しが進んでいる、国、地方公共団体が発注した同種業種(一般廃棄物処理基本計画策定又は改定及び災害廃棄物処理計画策定または改定)の管理技術者、又は担当技術者としての実務経験を有すること。但し、これらは同一業務に限らず、複数の業務による実績であっても認めるものとする。(※)

(※ 「同一業務」とは一般廃棄物処理基本計画策定又は改定と災害廃棄物処理計画策定又は改定が必ずしも 1 つの契約にて実務経験を有していることを必須としておらず、一般廃棄物処理基本計画関連業務と災害廃棄物処理計画関連業務が別々の発注者、契約であっても認めることをいう。)

8. 届出等

受託者は、業務の着手及び完了時には、下記書類を提出し委託者の承諾を受けること。

- ・管理技術者届
- ・テクリス登録内容確認書
- ・工程表
- ・完了届
- ・その他必要な書類

9. 関係官公署との協議

受託者は、関係官公署と協議を行うとき、若くは協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、その内容は遅滞なく委託者に報告しなければならない。

10. 議事録の作成

受託者は、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し委託者に提出すること。

11. 疑義

受託者は、本仕様書記載事項及び業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに委託者と協議し、業務に支障のないよう努めなければならない。

12. 審査及び引き渡し

受託者は、業務完了時に委託者の審査を受けなければならない。

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し業務の完了とする。

13. その他

本仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については、委託者と協議の上これを決定する。

14. 提出図書

本業務における提出図書は次のとおりとする。

・一般廃棄物処理基本計画	(A4版)	50 部
・災害廃棄物処理計画	(A4版)	50 部
・概要版	(A4版)	各 100 部
・議事録	(A4版)	1 部
・電子データ		一式

第2章 業務内容

1. 一般廃棄物処理基本計画の改定

1)ごみ処理基本計画

(1)ごみ処理の課題の抽出・整理

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」によりごみ処理状況を評価し、現状および評価等を基に、委託者におけるごみ処理の課題について整理する。

(2)ごみ処理基本計画の基本方針

ごみ処理行政について達成すべき施策の基本となる考え方(理念)、基本的な方針を設定する。

(3)ごみ処理基本計画策定

ア. ごみ発生量の見込み

今後のごみ発生量について、過去の実績及び市の計画人口を将来人口の見込みを基に推計する。また、これを基に、現状処理体系を維持した場合の処理量の見込みを整理するとともに、数値目標を設定し、ごみ排出抑制・減量化等目標を加味した発生量を推計する。

イ. 減量化・資源化計画

近年のごみ処理動向、容器包装リサイクル法等の関係法令(新プラ法)等を勘案し、市民、事業者、行政の取り組み方策を検討整理する。また、委託者の策定した最新の総合計画や環境基本計画、脱炭素ロードマップ等の関連計画との整合を図るよう計画すること。

ウ. 収集運搬計画

分別区分、排出方法及び収集に係る市民、事業者、行政の取り組み方策を検討整理する。

エ. 中間処理計画

今後の中間処理先、処理量等行政の取り組み方策を検討整理する。

オ. 最終処分計画

委託者の所有する最終処分場や、民間最終処分先を含め最終処分先、最終処分量等に係る行政の取り組み方策を検討整理する。

計画期間終了後の計画の見直しと毎年の公表に向けた、進捗把握のために評価項目を検討・整理する。

2)生活排水処理基本計画

(1)生活排水処理の課題の抽出整理

生活排水の排出から収集、運搬及び中間処理、最終処分の実態について調査し、現状の問題点、改善課題等を抽出する。

ア. 生活排水処理事業の経緯と流れ

収集から処理・処分の経緯と流れについて明らかにする。

イ. 収集・運搬の状況

収集区域・処理形態別人口、収集主体・方法、収集頻度等を整理する。

ウ. し尿・浄化槽汚泥量の推移と性状

過去、5年間のし尿・浄化槽汚泥の量及び性状の傾向と特徴を把握する。

エ. し尿・浄化槽汚泥の処理、処分の実態

し尿・浄化槽汚泥の処理、処分の実態を把握する。

オ. 水洗化の状況

処理施設の種類の設置状況等を調査する。

(2)生活排水処理基本計画の基本方針

委託者における生活排水処理の特性等を踏まえ、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の観点から、生活排水に係る理念、達成目標、及び生活排水処理施設整備の基本方針を整理する。

(3)生活排水処理基本計画策定

基本方針に沿って目標年次における生活排水の種類別、処理主体別及び生活排水処理全体の整合性を図りながら基本計画の内容を定める。なお、計画を実現するために今後講ずべき施策についても生活排水について種類別に明らかにする。

ア. 生活排水の処理主体

目標年次における生活排水の種類、処理の区分別に基本方針に沿い、処理主体を明らかにする。

イ. 処理の目標

下水道計画等との整合を確認し、生活排水処理の目標を整理し、必要な施設整備計画をまとめる。

ウ. 生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水処理施設種類別に、目標年次におけるその区域及び人口を整理する。

エ. 施設及びその整備計画の概要

生活排水処理施設の種類別に、整備計画を整理する。

オ. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

a. 排出抑制・再資源化計画

・基本方針及び目標

・再資源化・資源利用の方法及び量

b. 収集・運搬計画

- ・基本方針及び目標
- ・収集区域の範囲
- ・収集運搬の方法及び量

c. 中間処理及び最終処分計画

- ・基本方針及び目標
- ・し尿、浄化槽汚泥の処理処分方法と衛生処理
- ・施設整備に係る、中長期的な課題・整備手法の整理
- ・施設から排出される汚泥等の処分方法

2. 災害廃棄物処理計画の改定

1) 基本条件の整理

現行計画と環境省や静岡県、その他団体等が示す最新の想定災害や発生量(発生原単位)等と照らし合わせ、必要に応じて基本条件を修正、整理する。

2) 集積場の検討

住民が各家庭から災害によって発生した廃棄物及び生活に伴い発生する廃棄物を収集する方法として、持ち運ぶ場所である集積場のあり方を検討する。

3) 戸別収集等の検討

住民が各家庭から災害によって発生した廃棄物及び生活に伴い発生する廃棄物を収集する方法として、各家庭の玄関先など建物ごとに戸別収集等を行う方法について検討する。

(1) 戸別収集等の必要規模の検討

戸別収集等について災害廃棄物の発生量などから必要性と必要規模について検討する。

(2) 戸別収集等の方法の検討

必要規模等を考慮し、戸別収集にかかる方法や経費等を調査・検討する。

4) 仮置場の検討

(1) 仮置場の必要規模の検討

災害廃棄物の発生量及び処理施設の処理能力に応じて必要となる仮置場の規模を把握する。既存の仮置場候補地の規模や立地を踏まえ、新たに必要となる仮置場の規模や立地の条件を検討する。

(2) 仮置場としての利用可能性の調査

仮置場として利用する可能性のある用地について、土地の形状や周辺環境、利用条件について調査する。また、委託者の所有する用地以外に国、県の保有する未利用地などの新たな仮置場候補地についても可能な限り調査を行う。

(3) 仮置場における処理方法の検討

災害廃棄物の発生量と処理方法等を考慮し、主に一時的な仮置き、簡易な分別を行う「一次仮置場」と、災害廃棄物の破碎や選別等を行う「二次仮置場」の設定、必要な処理設備の配置、仮置場における具体的な運用の方法(災害廃棄物の搬出入管理、災害廃棄物の分別・保管の方法、安全対策及び環境モニタリング等)及び上記に必要な経費等を調査・検討する。

5) 運搬ルートの検討

(1) 災害廃棄物等の運搬ルートの検討

仮置場までの主要な運搬ルート、仮置場から処理施設への運搬ルートを検討する。

(2) 運搬車両台数の検討と調査

災害廃棄物の収集・運搬に必要な運搬車両数等の概略検討を行い、その調査を行う。

6) 災害廃棄物の処理能力等の検討

(1) 災害廃棄物等の処理フロー図及び処理工程表の作成

検討結果を処理フロー図と処理工程表としてとりまとめる。

(2) 災害廃棄物処理体制の構築

熱海市地域防災計画及び災害対策本部廃棄物関係マニュアルに沿った災害廃棄物処理体制について検討する。ただし、人員が不足する場合においては、国・県・その他団体からの支援を要請する必要性も含めて体制の検討を行い、より現実的な体制を構築する。

(3) 災害廃棄物処理における課題の整理

過去の災害時に課題となった事項や他の自治体等での取組事例を参考に、委託者の処理体制における課題を整理する。特に令和3年7月に発生した「熱海市伊豆山土石流災害」にて経験した課題や修正点について、整理し反映させる。

(4) 応援体制の課題の整理

委託者以外の災害自治体の災害廃棄物処理の応援協力をするための課題について整理し、応援体制、廃棄物の受入基準等について検討する。

7) 関係法令、支援体制の整理

過去の災害時における特別法や通知等を含め、災害廃棄物処理に関する法制度及び各種文献について、広域処理や国庫補助等の財政支援処置に関する様式等も含めて整理する。

8) 住民への啓発・広報及び職員の教育訓練

(1) 住民等への啓発・広報

発災前、発災直後及び復興・復旧時期の事項に分類し、住民への啓発・広報について検討する。

(2) 職員への教育訓練

委託者職員を対象に、災害廃棄物処理について理解を深めるための職場研修の開催内容について検討する。

3. 審議会对応

審議会は、2回程度の開催を予定しており、審議会資料の作成、審議会への出席並びに資料説明及び質疑応答、議事録の作成などの運営の補助をおこなう。

また、審議会の内容を一般廃棄物処理基本計画および災害廃棄物処理計画に反映させる。

4. パブリックコメント対応

委託者市民の市政への参画を促進し、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とし、一般廃棄物処理基本計画および災害廃棄物処理計画の趣旨、内容等を公表し、市民からの意見等を受け、その意見等に対する発注者の考え方を公表する。

1) 公表資料の作成

委託者ホームページにてパブリックコメントを募集する際、公表するための資料の整理、作成を行う。

2) 意見概要及び対応の整理

提出されたパブリックコメントを取りまとめ、意見概要一覧を作成、意見に対する対応を整理する。

以 上